ふくいの地場産学校給食推進事業(供給体制構築のためのモデル事業)　募集要項

１　事業の目的

　生産団体や流通・加工事業者等を対象に、地場産農林水産物の学校給食への供給体制構築(充実･強化)のモデルとなる取組みを募集・実施し、学校給食における地場産食材の利用を促進することを目的とする。

２　委託業務の概要

　（１）委託業務名

　　　　ふくいの地場産学校給食推進事業(供給体制構築のためのモデル事業)

　（２）委託業務の内容

　　　　学校給食における地場産食材の利用促進に資する次の①～④のいずれかの事業を立案

　　　・実施し、効果・課題を検証する。

　　　　　①新たな生産体制の構築

　　　　　②新たな流通・納入体制の構築

　　　　　③新たな加工・保存技術の開発

　　　　　④そのほか地場産食材の利用促進につながる取組み

　　　　　　※①～④については、有機・特別栽培農産物への切替えも含む

　　　　　　　ただし、有機・特別栽培米への切替えは除く

　（３）履行期限

　　　　契約締結日から令和７年３月３１日まで

　（４）委託料

　　　　１，５００，０００円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

　　　　期間内に採択された案件で予算が余った場合には、以後、随時受け付け

　（５）採択件数

　　　　２件

３　対象団体

　福井県内に所在する、学校給食への地場産農林水産物またはその加工品の納入に取り組む団体（以下の（１）～（９）の団体）

（１）農業協同組合

（２）漁業協同組合

（３）農地所有適格法人

（４）食品関連事業者（食品流通事業者、食品加工事業者等）

（５）学校給食の調理場（学校、給食センター）

（６）市町

（７）農業者の組織するグループ

（８）認定農業者

（９）その他、本事業の目的に合致する活動が可能な企業・団体

４　実施要件

（１）連携する学校の確保および学校等との調整は、団体において実施すること。

（２）事業を適切に実施するうえで必要な関係者会議、研修、視察を実施すること。

（３）連携する学校への地場産食材供給を必須とし、その結果をふまえ効果・課題を検証

　　すること。

６　対象経費・対象外経費

（１）対象経費

　　　委託業務に要する以下の経費

　　ア　人件費、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用賃借料

　　　　イ　その他、事業実施に必要と認める経費

　　　　　　※イについては事前に県に確認し承認を受けたものに限る

（２）対象外経費

ア　団体の運営維持のために要する経費

　　　　イ　工事費

　　　　ウ　その他、不適当と認める経費

７　提案募集

　下記募集期間内に、必要書類をそろえて応募すること。

（１）募集期間

令和６年５月１３日（月）～令和６年６月２８日（金）

（２）必要書類（各１部）

　　　　①事業計画書（様式１）

　　　　②収支予算書（様式２）

　　　　③応募団体の概要がわかる資料（定款、規約、直近の法人の決算書の写し、組織図、名簿、活動報告等）

　　　　④県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書

　　　　⑤その他、必要と認められるもの

（３）提出先

　　　　福井県農林水産部流通販売課（福井県福井市大手３丁目１７番１号）

８　審査・決定

（１）審査

　　　　提出された事業計画書等について審査、委託先候補者を決定する。

（２）審査基準

　　　　ア 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ実現性があり、事業

を確実に遂行するため適切なものであること。

イ 事業内容が、県内他地域にも波及効果が期待できるような内容であること。

ウ 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

エ 事業効果を高めるため、生産者、流通事業者、調理施設等多様な事業体と連携して

いること。

（３）結果通知

　　　　審査の結果については、応募者全員に対し、書面により通知する。

９　契約

（１）契約の締結

　　 福井県は、委託先候補者の事業計画書の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

（２）契約保証金

　　　契約に当たっては、福井県との契約実績等により契約保証金が必要となる場合がある。

（３）契約締結の取消し

　　 委託先候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、委託先候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

　　　 ア 前記４の資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 著しく信義に反する行為があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 契約の締結に応じない場合

カ 財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがある場合

キ その他、社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または不適当となるような事情が生じた場合

１０　実績報告・支払

（１）実績報告

　　　委託事業終了後は、所定の期日までに、実績報告書（様式３）に次の書類を添えて提出

　　すること。

　　　　ア　収支決算書（様式４）

　　　　イ　支払い等が確認できるもの

　　　　ウ　活動の様子がわかる写真

　　　　エ　外部公表用の活動報告書（様式５）

　　　　オ　その他必要と認められるもの

（２）委託料の支払

　　　実績報告の内容を精査し、適正に事業が実施されていると認められている場合に、委託

料を支払う。委託料の支払いは、原則精算払とする。

１１　その他

（１）提出された応募書類は返却しない。

（２）応募に関する経費は全額提案者負担とする。

（３）事業を実施するうえで生じた損害（第三者におよぼした損害を含む）については、受託

者の責において対処するものとする。

（４）県から事業進捗についての確認があった場合は、すみやかに報告すること。

また、事業内容や契約内容を変更する場合は、原則変更計画書を提出し承認を受けること。

１２　問合わせ先

　　〒９１０－８５８０　福井市大手３　丁目１７－１

　　　福井県農林水産部流通販売課　食育・地産地消グループ

　　　　ＴＥＬ　０７７６－２０－０４１７ ＦＡＸ　０７７６－２０－０６４９

　　　　Ｅ-mail　ryutsu@pref.fukui.lg.jp